

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第2項第2号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 登録教習機関等の名称

株式会社さくら那須モータースクール（栃木県さくら市氏家2787-2）

2 登録、失効等の事由の別

法人の代表者の交代による法人の代表者の氏名の変更

変更前 加藤 好一

変更後 吉成 容一

3 代表者の氏名

吉成 容一

4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等

事務所の名称

株式会社さくら那須モータースクール那須クレーン教習所

所在地

栃木県那須塩原市二区町342

5 行うことができる技能講習

栃基登第59号 移動式クレーン運転実技講習

栃基登第73号 玉掛け技能講習

栃基登第90号 小型移動式クレーン運転技能講習

栃基登第104号 床上操作式クレーン運転技能講習

栃基登第109号 フォークリフト運転技能講習

栃基登第110号 高所作業車運転技能講習

栃基登第116号 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

栃基登第194号 車両系建設機械（解体用）運転技能講習

6 登録、失効等の事由の発生年月日

令和7年11月28日

栃木労働局長